第４章　重点区域の位置及び区域

磐梯町の歴史的風致のうち、中核を成す「慧日寺の継承・復元活動にみる歴史的風致」「磐梯神社の祭礼にみる歴史的風致」は、史跡慧日寺跡が存在する「本寺地区」を中心に展開されている。慧日寺の遺構は、本寺地区の西方に位置する「戒壇地区」や、1.7ｋｍ離れた山中に位置する「観音寺地区」にも存在しているが、遺構の保全活動は慧日寺跡が存在する本寺地区を中心に展開されてきた。

また、大寺宿の風情を残した旧二本松街道沿いに展開する醸造業や旧二本松街道沿いに広がる山神社祭礼などの「大寺地区にみる歴史的風致」は、慧日寺の存在を背景に宿として発展した大寺地区に分布している。特に、山神社祭礼は、大寺地区から磐梯町駅前を通過し、本寺地区に至るルートをたどる。「赤枝彼岸獅子舞にみる歴史的風致」は、町の西部に位置する赤枝地区と大寺地区で現在も活動が行われている歴史的風致である。

さらに、町の北東に聳える磐梯山やそれに連なる山々を拠点として「磐梯山を中核とする山岳信仰と修験にみる歴史的風致」が一体的に形成されてきた。

このように磐梯町における歴史的風致は、史跡慧日寺跡を中核として、相互に連携しつつ町域全体に広がっており、こうした関係を踏まえて、維持向上を図っていく必要がある。

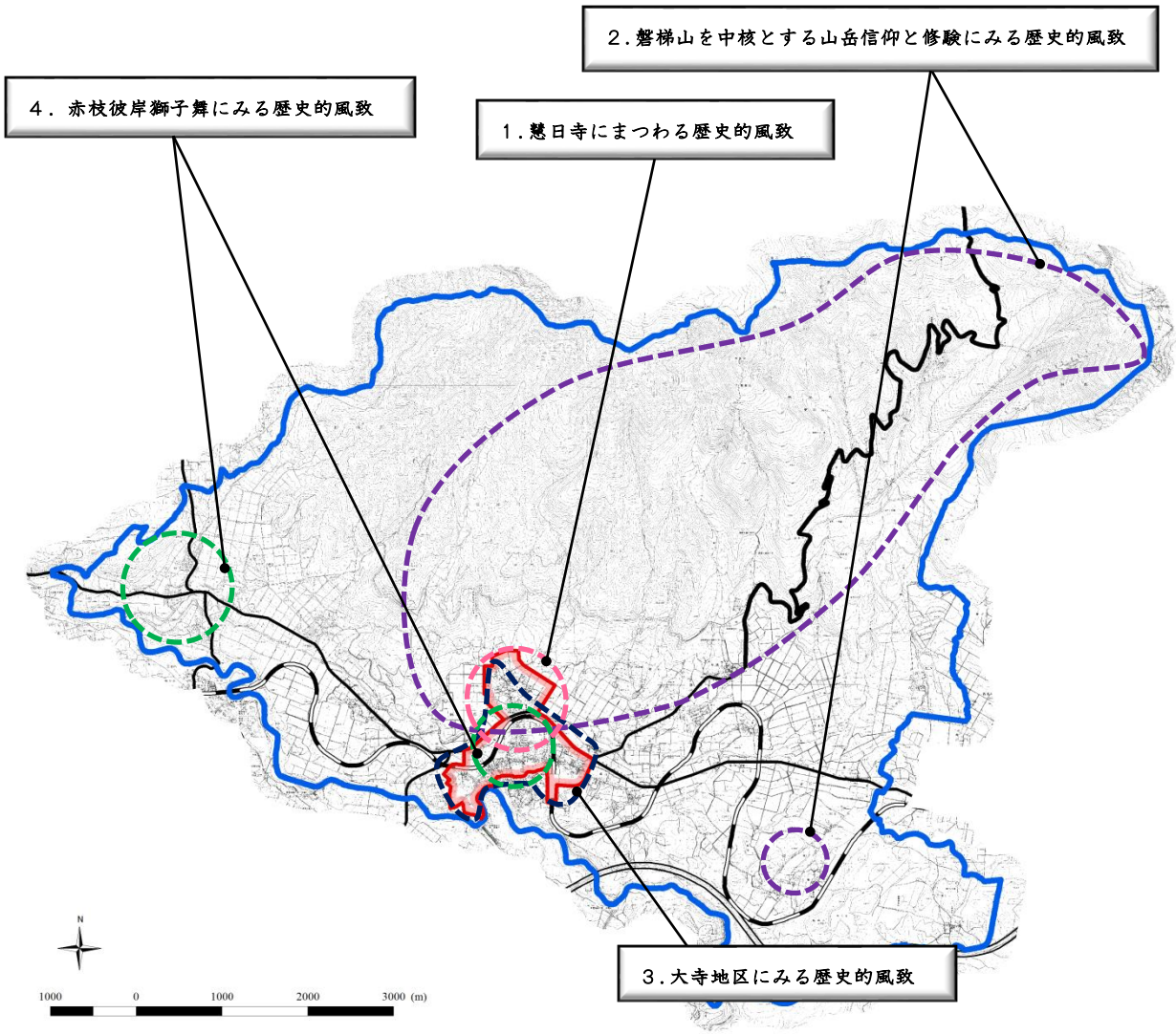

凡例

【歴史的風致】

1. 慧日寺にまつわる歴史的風致
   - 1-1. 慧日寺の継承・復元活動にみる歴史的風致
   - 1-2. 磐梯神社の祭礼にみる歴史的風致
2. 磐梯山を中核とする山岳信仰と修験にみる歴史的風致
3. 大寺地区のにぎわいにみる歴史的風致
4. 赤枝彼岸獅子舞にみる歴史的風致

【重点区域】

重点区域

図　磐梯町における歴史的風致の分布図

4-1 重点区域の考え方

本計画における重点区域は、町域全体に広がる歴史的風致を視野におきつつ、磐梯町独自の伝統を継承した活動や風習が現在も行われ、かつ良好な市街地環境を形成している地域を対象に設定する。この区域は、町唯一の国指定史跡である慧日寺跡をはじめ、歴史的価値のある建物群が存在し、歴史的風致の維持及び向上に注力すべき地区として、本寺・大寺地区が該当する。

本寺地区には、平安初期の開創以来一千年を超す悠久の歴史を誇り、開祖徳一を慕う思いを根底に地域住民の心の拠り所として存在している慧日寺と、南北に延びる参道を骨格として形成された集落には歴史的建造物や町割りが現在も引き継がれており、「慧日寺の継承・復元活動にみる歴史的風致」が形成され地区住民の強い思いによって活動が継承されている。近年では町民総意に基づき、慧日寺中心伽藍の金堂・中門も復元され、継承・復元活動の場として受け継がれている。

一方、慧日寺の奥に位置する磐梯神社は、県の重要無形民俗文化財である舟引き祭りと巫女舞の舞台となっており、今日においてもなお、地域住民や祭りに参加する人々でにぎわい「磐梯神社の祭礼にみる歴史的風致」を形成している。慧日寺はまた「磐梯山を中核とする山岳信仰と修験にみる歴史的風致」に裏打ちされた山岳信仰の起点ともなっている。

また、会津若松から奥州街道に抜ける二本松街道最初の宿場が形成された大寺地区には、往時の面影を残す歴史的建造物や町割りが継承され、現在でも山神社祭礼、醸造などの活動が行われ「大寺地区にみる歴史的風致」を形成し、磐梯町の中心地区をなしている。

さらに、赤枝地区で舞われる彼岸獅子舞は、赤枝地区の他、大寺地区の旧二本松街道沿いで舞われており、農村集落が春の訪れを迎えてにぎわう「赤枝彼岸獅子舞にみる歴史的風致」の一部を形成している。

これら本町の歴史的風致は、磐梯町の象徴的である慧日寺への思いが表れ、継承・復元活動が行われている本寺地区及び旧二本松街道沿いの宿場として古くから歴史伝統を反映した活動が行われている大寺地区の範囲で特に重なり、本町固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が今も行われ、良好な市街地環境を形成している。

しかし、磐梯町を代表する史跡慧日寺跡の中心伽藍の整備は、あくまで点としての整備に留まっており、大寺地区における宿駅としての歴史的風致や、情報発信機能施設である道の駅ばんだいとの連携は十分にとれていないのが現状である。これまでの史跡慧日寺跡を中心とする文化財保全・利活用の取り組みを活かすためにも、対象エリアと期間を定めて、中心伽藍から南に伸びる参道等における修景整備や、周辺における文化財はもとより、観光施設等との連携を通じて、史跡慧日寺跡・磐梯山慧日寺資料館を中心に面的な広がりのある歴史的風致の維持向上を重点的に推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ本計画の重点区域は、国指定史跡である慧日寺跡を中心に、かつて門前町としてのまちなみが形成されていたと考えられる範囲、宿場としての歴史が残る

旧二本松街道沿いに発達した大寺地区と街道沿いを巡る山神社祭礼の運行ルートとなっている範囲、史跡慧日寺跡・磐梯山慧日寺資料館との相乗効果が期待される集客交流施設が立地する範囲として、「大寺・本寺地区」を設定した。この地区を中心に、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することによって、歴史的風致の維持向上を効果的に図っていくものとする。

4-2 重点区域の位置及び区域

以上の考え方に基づき、重点区域の名称、位置及び区域を以下のように定める。

【重点区域名】 大寺・本寺地区
【重点区域の面積】約 150ha

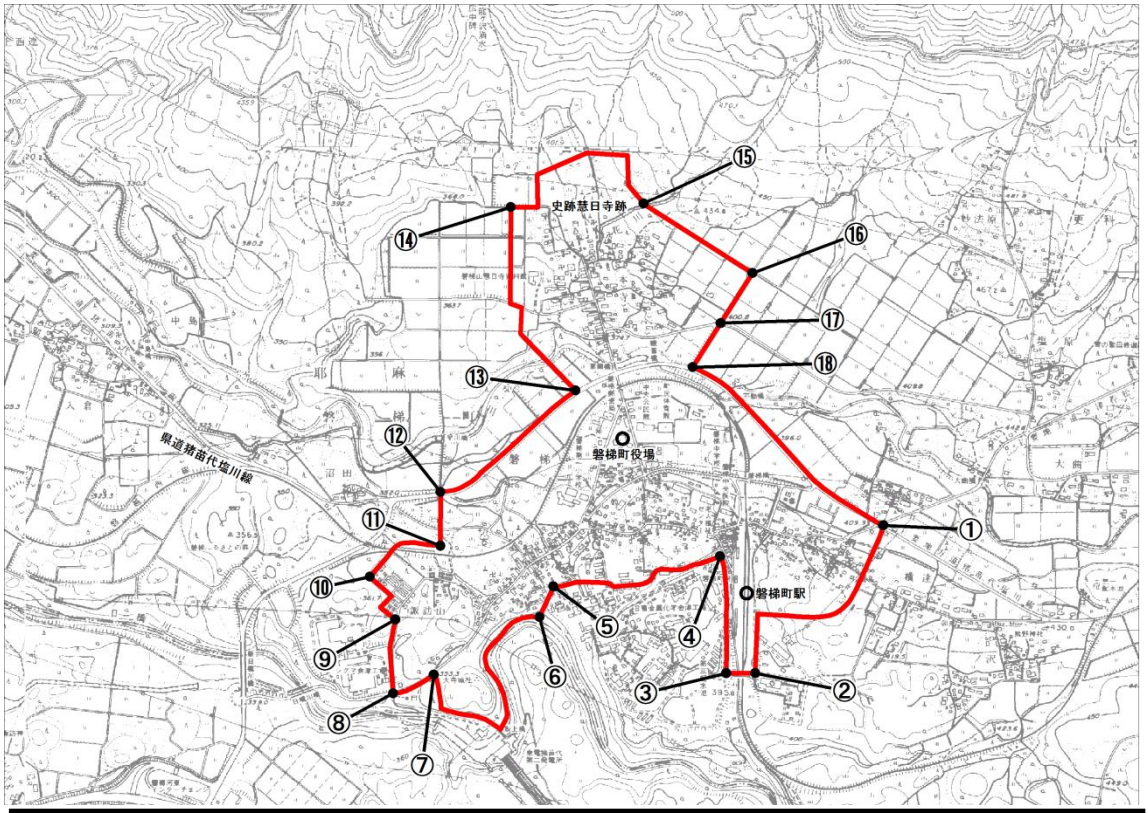

①～②	町道駅東大通り線	⑩～⑪	JR磐越西線軌道線横断
②～③	JR磐越西線軌道線横断	⑪～⑫	町道馬場金上壇線
③～④	町道大持石線	⑫～⑬	県道猪苗代塩川線
④～⑤	町道大寺6区日曹線	⑬～⑭	農道東部201号線
⑤～⑥	町道山ノ神線	⑭～⑮	農道東部204号線
⑥～⑦	日橋川	⑮～⑯	町道太鼓田線
⑦～⑧	町道大寺八田野線	⑯～⑰	町道妙法原線
⑧～⑨	町道諏訪山線	⑰～⑱	町道八幡線
⑨～⑩	町道諏訪山団地2号線	⑱～①	県道猪苗代塩川線

図　重点区域（大寺・本寺地区）の位置

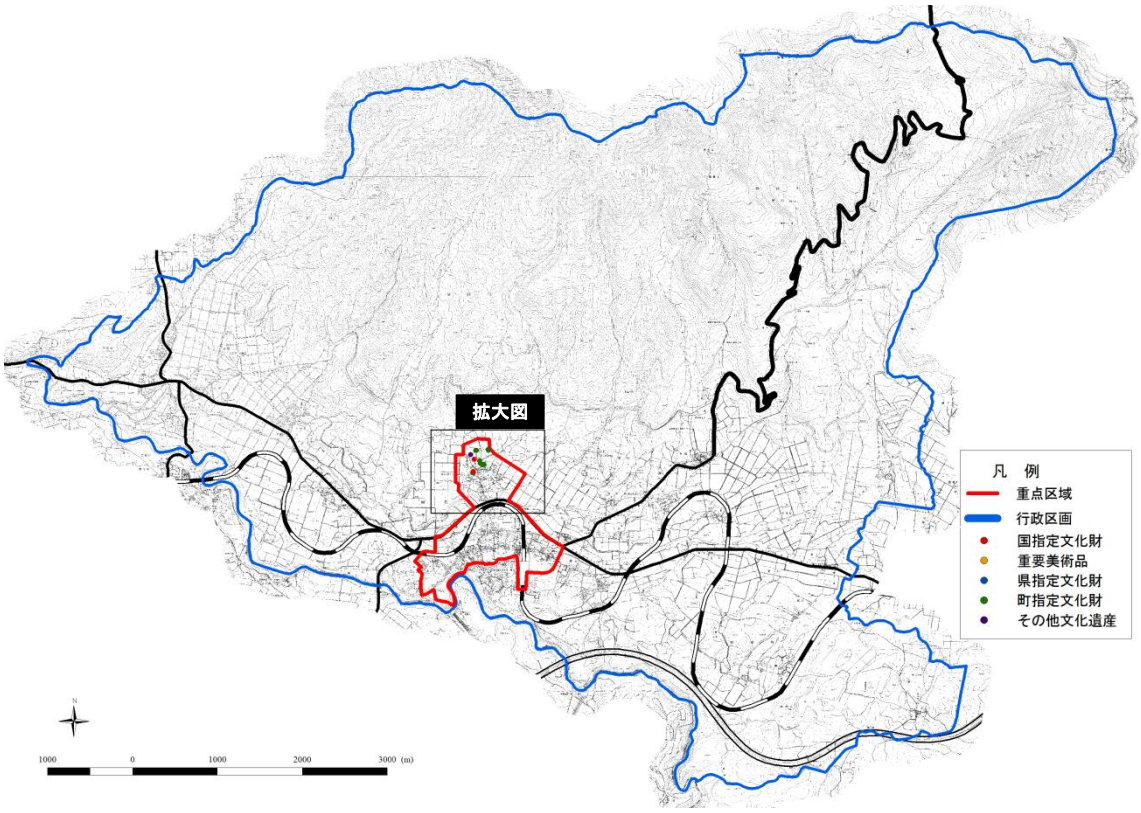

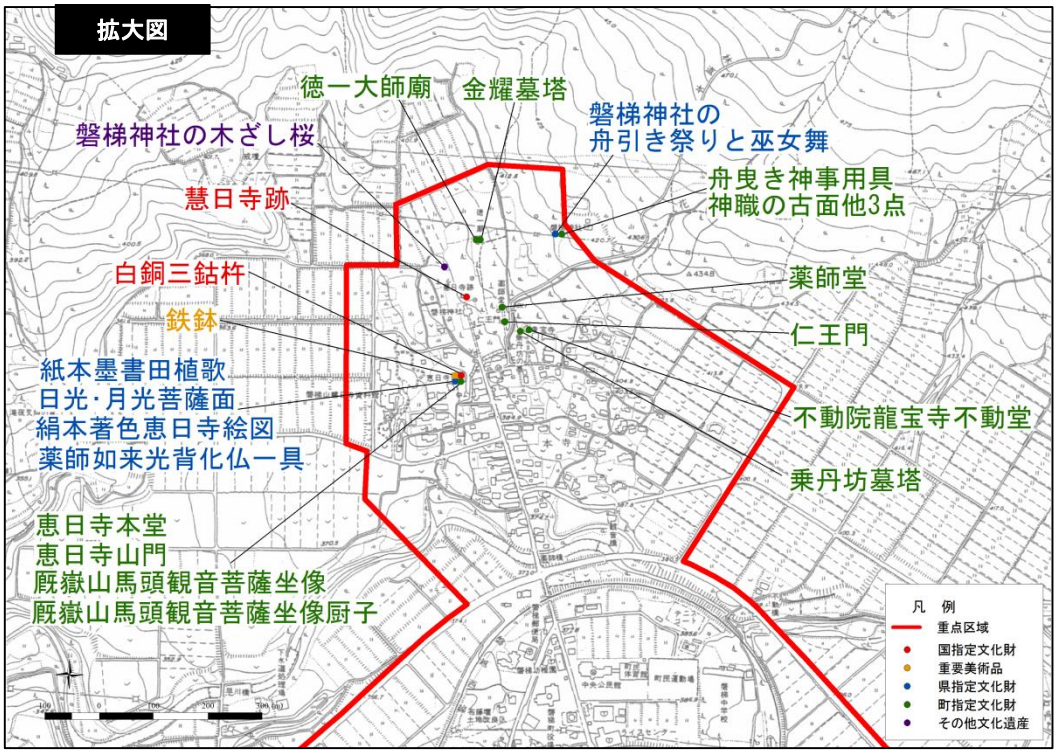

図　重点区域「磐梯町歴史的風致維持向上区域」と区域内の指定文化財

4-3 重点区域における歴史的風致の維持向上の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することによって、史跡慧日寺跡を中心とする大寺・本寺地区において、現在、復元されている金堂・中門をはじめとする中心伽藍跡の整備、展示物（モニュメント）の制作、参道の整備、地区における修景等を通じて、会津仏教文化発祥の地を体感できる空間を備えた拠点整備が実現する。さらに、復元された金堂・中門を活用したイベントの活性化や、磐梯山慧日寺資料館の学校教育・生涯学習の場としての活用が進み、「道の駅ばんだい」を訪れる多くの来訪者の誘導が可能となる。

これによって、歴史的風致の維持向上に向けた以下の効果が期待される。

（１）町民のふるさと意識の醸成

重点区域において、史跡慧日寺跡金堂内の展示物（モニュメント）の制作、参道の整備、地区における修景等の取り組みが実現すれば、町民にとって、町の起源となったシンボル的な歴史空間を身近に体感することができるようになる。これらの事業は、いずれも史跡慧日寺跡を活かした磐梯町の魅力向上方策として、多くの町民から求められており、こうした期待にこたえることによって、歴史的風致の維持向上が可能となる。

また、重点区域における取り組みが実現すれば、現在も行われている郷土史学習や発掘体験、写生会等の取り組みを一層充実することが可能であり、こうした取り組みが町民のふるさと意識の醸成、定住意識の向上に寄与することが期待される。

町民アンケートでも示されているように、史跡慧日寺跡・磐梯山慧日寺資料館は、町民が町外の人々に伝えたい磐梯町の魅力のひとつである。町外の人々に、ガイド役として町の魅力を伝えることが、高齢者等の社会参加の機会となり、町に対する愛着が高まる機会となることも期待される。

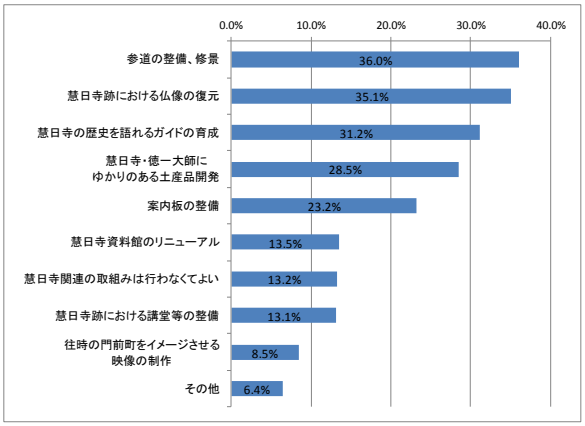

図　慧日寺跡を活かした魅力向上策への期待

N=302（無回答除く）

出所）「集客交流拠点としてのまちづくりに関するアンケート」（平成 26 年（2014）1 月）

（２）町の情報発信力の向上

現在、伝教大師最澄、弘法大師空海と並び称されているとはいえ、徳一やその活動拠点としての慧日寺の知名度は必ずしも高くない。史跡慧日寺跡における金堂・中門、磐梯山慧日寺資料館が整備されたことによって訪れていた来訪者も、東日本大震災の影響などもあり、減少している。

こうした中で、重点区域における史跡慧日寺跡金堂内の展示物（モニュメント）の制作、参道の整備、地区における修景等の取り組みや、磐梯山慧日寺資料館のリニューアル等を通じて、山岳信仰・会津仏教文化発祥の地を体感し、地域の歴史を学べる新たな集客交流拠点が形成されれば、再び磐梯町の魅力を内外の人々に広く発信することが可能になる。

（３）周辺施設との連携を通じた集客力の向上・歴史的風致の周知の促進

近年、道の駅ばんだいが整備されたことによって、史跡慧日寺跡周辺には年間 100 万人近い来訪者が訪れており、現在検討されている付帯施設の機能整備が進むことによって、集客力の一層の強化が期待される。

史跡慧日寺跡・磐梯山慧日寺資料館の魅力が高まれば、既に広域的な観光拠点となっている道の駅ばんだいや、本寺地区における歴史的風致を活かしたまちづくり、重点区域の周辺部に存在する歴史的風致と連携することによって、町を訪れる観光客や研究者等の滞留時間を延ばし、歴史的風致の周知を促進することが可能となる。

滞留時間が延びることによって、観光消費の増大を通じた経済効果の発生、域内経済循環の強化を通じた地域活性化も期待できる。

4-4 良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）都市計画

歴史的風致の維持・向上にあたっては、都市計画制度を有効に活用し、景観形成に資する取り組みと連携を図ることによって、良好な市街地形成を図っていくことが重要である。

現在、磐梯町の都市計画は、福島県の定める磐梯町及び猪苗代町を都市計画区域とする「猪苗代都市計画マスタープラン」に準拠している。同計画では、磐梯・猪苗代地域に存在する豊かな自然環境が重要な要素であるという理念のもと、自然環境を後世に継承すべきかけがえのない財産であると位置づけるとともに、磐梯朝日国立公園に指定されている磐梯山と周辺の湖沼、それを取り巻く田園風景とあわせて、会津仏教文化発祥の地といわれる慧日寺などの歴史・文化遺産の保全・継承が位置づけられている。

また、産業集積等による「活力と賑わいのあるまちづくり」、大規模災害を想定した「安全・安心な災害に強いまちづくり」を理念とする東日本大震災後にプランの見直しが計られた「猪苗代都市計画区域」により、山間部を除く全域 2,800ｈａが指定され、無秩序な市街化を防止し、「都市と田園地域等の共生」を基本理念とした政策実行のため、住民、事業者、町など様々な主体と一体となって、具体化及び継承に取り組んできた。

図　磐梯町・猪苗代町の土地利用方針

今後も歴史的風致の維持向上の視点に立って、都市計画制度のもと、適切な保全と開発の誘導をめざす。

図　猪苗代都市計画区域と重点区域

（２）景観法

磐梯町は、会津盆地北東部に位置し、磐梯山の西山麓地で、町域は磐梯山及び猫魔ヶ岳の山麓の南斜面に位置し、平坦地はほとんど無いが、日射や湧水に恵まれた稲作を中心とする農村景観、および旧二本松街道沿いに形成された街道集落を中心とする歴史的景観など多様で良好な景観が形成されている。

このような磐梯町の良好な景観形成に関連して、県土の景観形成施策を推進する「福島県景観計画」では、町内の一部を、県土の景観形成を図る上で重要な区域である「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」に指定し、一般の景観計画区域以上に、よりきめの細かい行為の規制を行ってきた。特に、磐梯山の山麓の傾斜地は、視対象の一部を構成し、磐梯山全体の眺望にかかわることから、緑豊かな樹林の保全、育成に配慮することとしている。ただし、史跡慧日寺跡周辺については、景観形成重点地域には定められていないため、地域の歴史的な環境を活かした景観形成を図る。

図　磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域

本町のシンボルである史跡慧日寺跡を中心とした本寺地区は、門前通りや家並み等、往時を偲ばせる景観を作り出しており、住民の保全継承意識の高い地区である。また、重点区域以外でも、磐梯山を中心とする山岳信仰の歴史的建造物・山道・石塔が多数残されている。

これらの歴史文化遺産と磐梯山と一体なった景観を維持し、次世代に引き継いでいくため、今後は、県との協議も踏まえて、景観行政団体へ移行することによって、独自の景観計画の策定を目指すとともに、町で独自の景観条例を制定し、重点区域内における良好な景観形成を推進する。

表　景観法に基づいて届け出が必要となる行為

（ア）　法第１６条第１項第１号により届出が必要な行為

届　出　対　象　行　為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計 10 ㎡超	高さ 13m超　又は 建築面積 1,000 ㎡超
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計 10 ㎡超	

（イ）　法第１６条第１項第２号により届出が必要な行為

届　出　対　象　行　為		届出を要する規模	事前協議を要する規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m超	高さ 13m超　又は 築造面積 1,000 ㎡超
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（③に掲げるものを除く。） ③煙突、排気塔その他これらに類するもの ④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの ⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ5m超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車の用に供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5m超　又は 築造面積 10 ㎡超	
上記⑴から⑿までに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該行為に係る面積の合計 10 ㎡超	

（ウ）　法第１６条第１項第３号により届出が必要な行為

届　出　対　象　行　為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積 300 ㎡超　又は 法面の高さ 1.5m超	

（エ）　法第１６条第１項第４号により届出が必要な行為

届　出　対　象　行　為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 300 ㎡超　又は 法面の高さ 1.5m超	
木竹の伐採	高さ 10m超　又は 伐採面積 300 ㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 1.5m超　又は 堆積の用に供される土地の面積 100 ㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積 300 ㎡超　又は 法面の高さ 1.5m超	

（３）屋外広告物法

福島県では、屋外広告物条例の特別規制地域（第一種・二種）に指定された場合、屋外広告は原則禁止であり、自家用広告以外の広告を設置できない。磐梯町を含む磐梯山・猪苗代地区は、「優良景観形成住民協定」を活用して、屋外広告物の一斉撤去と看板の集合化を推進してきた。加えて、屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により、「良好な景観の形成」及び「歴史的風致の維持」などの観点から、町の自然環境を損なわないよう規制している。

また、磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域では、「磐梯高原広域サイン計画」に基づき、大型看板などの撤去、眺望を阻害する看板・標識の改善、周辺の景観に調和するデザインの導入等を推進してきた。

今後は、こうしたこれまでの景観形成に係る規制・取り組みに加え、町として策定に取り組む「磐梯町景観計画」及び福島県との協議により重点区域以外も含めて、屋外広告物の更なる適正な管理と歴史的風致維持向上に努める。

（４）史跡慧日寺跡保存管理計画

山岳寺院として成立した史跡慧日寺跡については、全国的に例が少ない山岳寺院跡として保存対策も万全を期す必要がある。

そのため、史跡が存在する本寺地区・戒壇地区・観音寺地区について、慧日寺の歴史的背景を踏まえ、発掘調査に基づき専門的見地から十分検討の上で、史跡慧日寺跡保存管理計画において「整備保存区域」「風致保存区域」「現状保存区域」を指定し、史跡の保存と活用を推進する。

表　現状変更取扱い基準の内容

区分／項目	整備保存区域	風致保存区域	現状保存区域
区域の性格	復元整備する区域で、本寺地区の大半・戒壇の全域・観音寺地区は道・水路を除く全域が含まれる。	本寺地区で慧日寺に関係する寺院が現存し自然環境を保全する区域（現況境内地を含む周辺）である。また現状変更は事前の調査結果から判断する区域である。	本寺地区は、共同墓地や慧日寺関連の建造物と、観音寺地区と共に生活関連の道・水路が含まれる区域である。
家屋の増改築	(1) 増改築は行わない。(維持管理について、必要最小限のものは、協議する場合がある)	(1) 事前に発掘調査をする。 (2) 遺構を損なわない範囲で、一部増改築を認める。ただし、現状変更が認められない場合は公有化について協力を要請する。 (3) 外観、彩色については、環境に調和したものとする。 (4) 景観を損なわない高さとする。	(1) 事前に発掘調査をする。 (2) 建造物の修理改修については、認める。 (3) 外観、彩色については、現況景観や環境に調和したものとする。 (4) 景観を損なわない高さとする。
工作物の設置	環境の保護及び防災のための最小限必要なもの以外は認めない。	同　　左 {宗教施設の工作物は１ｍの高さ限度を目途とする}	共同墓地については、徳一大師廟の前面であることを考慮し、外観・環境に調和した墓碑とすること。高さの基準は別途定める。（宗教施設の工作物は３ｍの高さ限度を目途とする）

区分 項目	整備保存区域	風致保存区域	現状保存区域
道路・水路改正	(1) 整備を目的とした道・水路改良以外は認めない。 (2) 現況道・水路の維持管理に関するものは認める。しかし環境にあった改良を行うこと。	同　　左	同　　左
山林伐採	伐採及び植林等については町教育委員会と協議すること。	森林としての保全を図る。	伐採及び植林等については、町教育委員会と協議する。
地形の変更等	地形の変更は認めない。	同　　左	同　　左
発掘調査	計画的に行う。	必要に応じて行う。	同　　左
その他	—	上記以外は、町教育委員会と協議すること。	同　　左

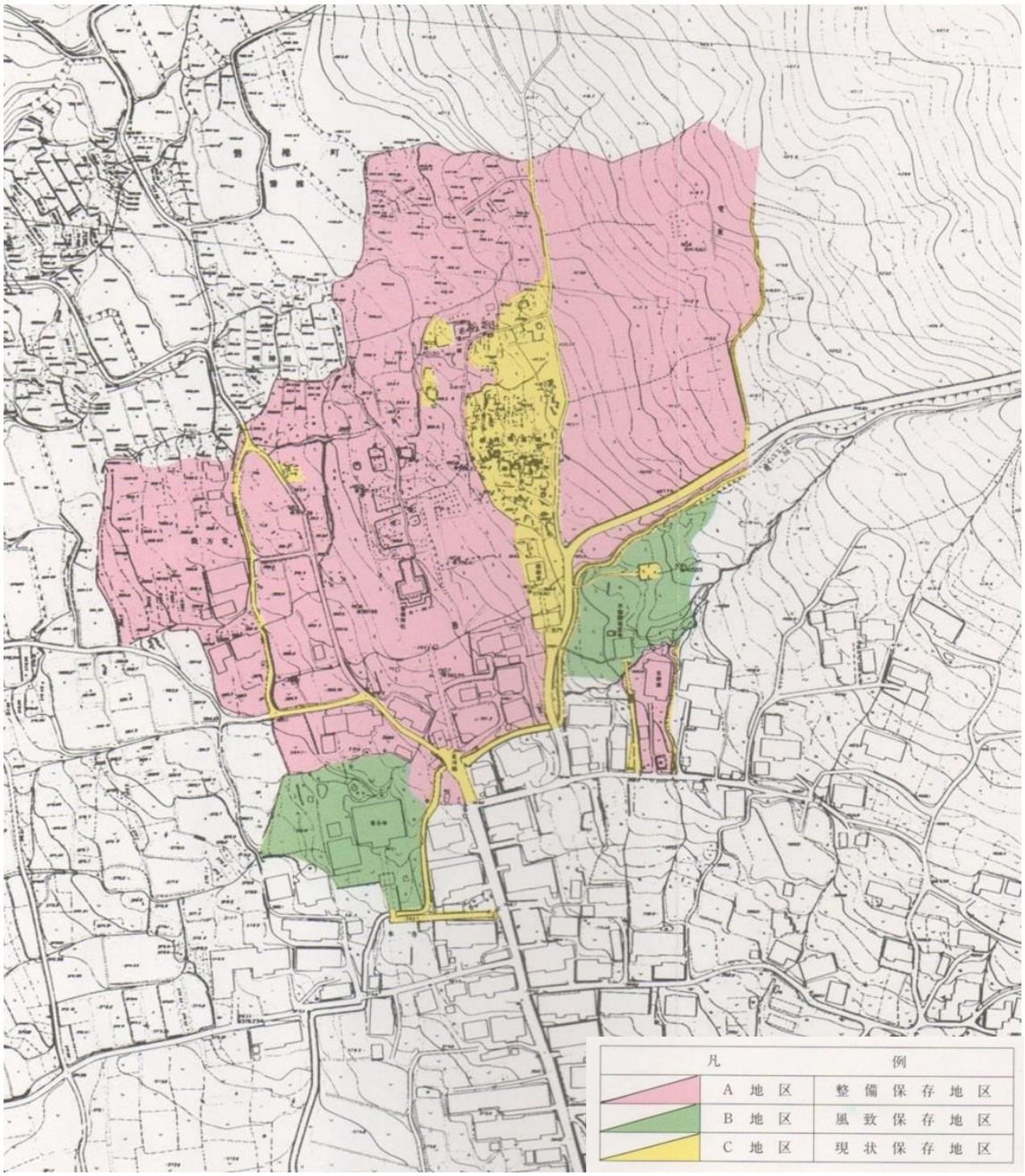

図　史跡慧日寺跡本寺地区保存管理区分図

（５）その他の法令

上記に加え、自然公園法、森林法、文化財保護法等の関連法令との整合性を取りつつ、計画を推進する。